

## 教育職員免許状の授与申請

### ・一括申請

免許状は、免許法に定める単位を修得し、卒業要件を満たした者が、授与権者である都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。

一括申請は、本学4年次の在学生に限り、卒業式当日に免許状を交付できるよう配慮した申請方法として、申請者に代わって本学が関係書類を一括して茨城県教育委員会に申請するものです。一括申請を希望する者は4年次の所定の期間（例年11月上旬）に必要な書類を本学に提出しなければなりません。申請の時期、必要書類等の詳細については掲示により通知します。

（注）授与された免許状は大切に保管してください。紛失した場合は再発行されません。

### ・個人申請

一括申請せずに、卒業後に免許状の不足単位を科目等履修生などで修得した者については、個人で申請することになります。

申請の方法、申請書類の様式等は、教育委員会によって異なりますので、事前に各都道府県教育委員会に問い合わせた上で申請してください（原則、申請から1～2ヶ月後に交付されます）。

### ・申請する教育委員会

申請者が居住（住民登録地）する都道府県教育委員会

### ・茨城県に申請する場合

茨城県教育庁 学校教育部 教育改革課 人材育成担当（教員免許）  
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 [TEL:029-301-5274](tel:029-301-5274)

（注）一括申請をしなかった者が個人申請を行う場合は卒業後（4月中旬以降）に申請することになります。個人申請に必要な書類のうち「学力に関する証明書」は、本人の申請により、本学（教育推進課証明書担当）で発行します。

### ・免許状授与証明書の交付

免許状を紛失したり、教員採用手続き等により必要になった場合は、当該免許状の授与権者である各都道府県教育委員会に申し込んでください。（大学では発行できません）

茨城県の場合は、前項の茨城県教育庁が申込み窓口となっています。